

# 市町村合併調査研究特別委員会

平成16年7月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| ◎吉川 勝義 | ○小野 隆雄 | 嶋田 善行 | 松田 正  |
| 飯高 昭二  | 西谷 剛周  | 坂口 徹  | 浦野 圭司 |
| 三木 誓士  | 木田 守彦  | 木澤 正男 | 里川宜志子 |
| 中西 和夫  |        |       |       |

浅井議長

欠席委員 森河 昌之      中川 靖広

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 小城 利重 | 助 役       | 芳村 是  |
| 収 入 役     | 中野 秀樹 | 企画財政課長    | 藤原 伸宏 |
| 同 課 長 補 佐 | 山崎 篤  | 同 課 長 補 佐 | 西巻 昭男 |
| 同 係 長     | 福居 哲也 |           |       |

## 3. 会議の書記

議会事務局長      浦口 隆      同 係 長      猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

|            |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長        | <p>開会（午前9時00分）</p> <p>署名委員 中西委員、嶋田委員</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員長        | <p>おはようございます。ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。本日の会議に森河議員、中川議員には欠席の連絡を受けております。</p>                                                                                                                                                                             |
| 委員長        | <p>それでは本日の会議をはじめます。</p> <p>それでは町長より挨拶をお受け致します。小城町長。</p> <p>（ 町長挨拶 ）</p>                                                                                                                                                                                  |
| 委員長        | <p>まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。</p> <p>署名委員に、中西委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                           |
| 委員長        | <p>それでは、レジメに沿って審議を進めてまいります</p> <p>1. 市町村合併について、（1）第14回 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。理事者の報告を求めます。</p>                                                                                                                                  |
| 企画財政<br>課長 | <p>まず、ご説明の前にお手元の資料のご確認をお願いしたいと思います。3点ございます。資料1－1と致しまして、第14回の合併協議会の会議資料でございます。資料1－2、電算システムの統合基本方針書がございます。資料1－3としまして、1枚もので協議第47号、町名・字名の取り扱いについて（案）がございます。その3点でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この7月7日に安堵町のトーク安堵カルチャーセンターにおきまして開催されました、第14回の合併協議会につきましてご</p> |

報告を申し上げます。

まず、お手元資料 1－1 をご覧いただきたいと思います。

初めに、項目事項でございますが、電算システム事業について、という事でその中間報告がなされております。電算システム事業の取扱いについては調整方針としてできる限り合併時までに 7 町の電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。また単独処理業務システムについては新市において調整するという内容でございました。これは第 8 回の合併協議会において確認をされたところでございます。この調整方針を基本としまして電算システムの統合、整備計画を策定するため、業務委託を行い、調整、検討されてまいりました。この度統合にあたりましての具体的な統合整備の方式、データ移行の手順などについて、基本方針のとおり中間報告がされたものでございます。お手元の資料 1－2 の電算システム統合基本方針書に基づきましてご説明させていただきます。2 ページをお開きいただきたいと思います。ここでは各町におきます電算システムの現状について書かれております。電算システムを大きく、住民記録、税、福祉などの住民に密接に関連致しました住民情報系のシステムがございす。また、2 点目としまして、財務会計や人事、給与などの行政内部の業務を処理いたします内部情報系システムがございす。3 つ目にはインターネットに関連いたしましたグループウェアやホームページなどの基盤システム、4 つ目としましては建設、土木関係あるいは防災関係などの各部署が独自に導入いたしました個別システムがございす。それから 5 点目としましては本庁舎と出先機関などを結びます通信ネットワーク、そういったものがございす。この現状でございすけれども、いずれも電算システムの方式、業務委託を行う会社、など異なっているところがございます。また、業務によっては電算システムを未導入の町もございす。それから 4 ページをご覧いただきたいと思います。各町におきまして電算システムに差違がございますことから、電算システムの統合作業を進めるための 5 つの統合方針がそこに示されております。1 としましては、電算システム統合に際し

てまず安定して確実な統合を行うこと。2番目としましては、電算システム統合に際して、住民の利便性を向上させること、3つ目としまして、期間・期限を考慮に入れ稼動すること、4番目としましては、費用面での増加を抑え安価な電算システム統合が行えること、5番目としましては、電子自治体への将来性あるいは拡張性に考慮すること、以上の5点が挙げられています。これらの事を念頭におきまして5ページから6ページにございます集約型、並列型、機能追加統合型、再構築型、4つの方式を検討いたしました結果、期間の短縮ができ、開発費用が安くでき、また住民サービスへの影響が少ない方式、つまり既存のシステムの1つをベースとしまして新たな機能の追加やシステム改善を行いながら、統合いたします機能追加統合型が採用されるところでございます。次に統合のスケジュールでございますけれども、その資料の1－1にお戻りいただきまして3ページをご覧くださいと思います。A3、横長の表でございます。個々の詳しい説明につきましては省かせていただきますけれども、この本年の8月から新システムの具体的な検討に着手いたしますと一連の業務におよそ17ヶ月間の期間を要し、平成17年12月完了が最短のスケジュールとなっております。このことから新市のシステムの移行にあたっては、平成18年1月1日以降とする事が適切であるとの結論に至ったところでございます。なお、この表の一番下にもございますように新市発足後においても新システムの運用と併せまして旧システムの並行稼動を行い、不足の事態に備えるという事にされております。続きまして資料はございませんけれども、電算システムの統合整備にかかります概算費用について報告がございました。まず、合併時まで必要となります経費としまして、基本ソフトの購入やシステム開発、設計費がございました。これにつきましては約8億5,700万円、機器の購入費といたしまして約6億400万円、データの移行経費としまして約6億8,700万円、ネットワーク工事費としまして1億1,500万円、その他の関連費用も含めると総額で約24億円と報告がございました。この24億円という金額につきましてはあくまでも現段階で

の試算額でございまして、これから実施されます詳細設計の結果によっては変動いたしますところでございますけれども、この額を上回る事はないとのご説明がございました。また、電算システムの統合、整備後の新市におけますシステム保守等の維持管理経費につきましては年間で約3億円との試算が示されております。現在の7町の維持管理費の合計額が6億7千万円という事でございますから、年間で3億円余りの節減が可能となり、一時的な投資費用は増加が必要となりますものの、中、長期的には統合による効果は期待できるという事の説明もございました。なお、これらの必要経費のうち、合併前に支出をされます経費につきましては、その財源といたしましては、合併推進債、奈良県の合併支援交付金の対象となります。この合併推進債につきましては元利償還金の50%が普通交付税で措置されるというものでございます。以上が電算システム事業の中間報告でございます。

続きまして継続協議となっておりました協議第47号の町名、字名の取扱いについてご報告させていただきます。お手元資料の4ページでございます。前回の当特別委員会におきましてもご報告を申し上げましたように7町の町名を新市の町名として残すかあるいは残さないのかという両意見がございまして、斑鳩町としましても町の名称は長く培ってきた文化であり、町名として残してもらいたい旨お願いしたところでもございますけれども、7町それぞれ意見が違い、各町で自由に決めてはどうかという折衷案が出されたところでございます。この意見に対しまして岡井会長の方からこの問題につきましては多数決で決めるべきではない、折衷案が出ているのでこれを含めて協議をしたい、とのご発言がございまして、事務局からはお手元の資料1-3にございますように、追加提案がされた所でございます。その内容としましては1、町名、字名については、地域の文化や歴史的背景を考慮し、合併時までに各町において調整する。2、字の区域については、現行のとおりとする。その追加提案が改めてされたところでございます。これに対しまして折衷案は現実的な解決方法であり、また、住民説明会もあるので住民の声も聞きながら決めればよい、等との委員さ

んからの意見もございますし、他に異議もなく、この提案をもって確認をされたところでございます。

次に7ページをご覧くださいと思います。同じく継続協議となっておりました協議第51号、新市の事務所の位置についてでございます。これにつきましては特に意見もなく、原案どおり確認をされたところでございます。

8ページをご覧くださいと思います。これも同じく継続協議となっておりました協議第52号、地域審議会の設置の取扱いについてでございます。委員の方からは地域審議会の委員は公募を含んでおり、住民参加に前向きであり、是非設置する方向でやってもらいたい、等の意見が述べられ、原案どおり確認をされたところでございます。続きまして新規に提案をされました協議事項についてご説明申し上げます。

9ページをご覧くださいと思います。協議第53号、合併の期日についてでございます。合併の期日は平成18年1月1日とする、という提案がされたところでございます。この合併の期日を1月1日に定めました理由としまして、まず合併特例法による財政支援措置を受けるためには法に定める期限内の平成18年3月31日までに合併をする必要がある事。2点目としましてこの時期であれば12月末日の打切り決算となるため、決算事務が比較的容易であること。3点目としまして年末年始の閉庁期間を利用できるため住民への影響を最小限に留めることができ、また、事務所の移転作業期間が確保できること。4点目として新市の平成18年度の当初予算が新市の議会で審議できること。5点目として、先ほども電算システム統合整備のスケジュールの所でも申し上げましたように、事務の作業の期間を考慮したこと。6点目としましては、新市の市長及び議会議員の選挙執行が2月中旬となり、新年度から新執行体制で行政にあたれること。この以上の6点が理由として述べられております。一方では懸念される事としまして4月から12月までの9ヶ月間で完了させなければならない事業も生じてくること。あるいは年度途中に人事異動となるため、引

継ぎ等の事務が煩雑になること。また、固定資産税の取扱いの中で合併後の新市内における評価の均衡を図る必要があることから、特に旧町と旧町の間の隣接する土地の路線価や標準宅地の評点が大きく異なる箇所については、合併前から調整する必要がある、という事が報告されています。

次に11ページをご覧くださいと思います。ここには合併の期日の先進地の事例がまとめられています。1月1日ですと31団体ございます。次の12ページ、横長の表をご覧くださいと思います。スケジュール案でございますけれども、まず合併に関する協議については7月の合併協議会におきまして全て協定項目が提案をされております。早ければ8月の協議会において最終の確認がされる事となります。その後のスケジュールでございますけれども、各町で住民説明会あるいは住民投票が実施される事となりますが、合併をする事となった場合11月には合併協議会において協定書の確認がされ、12月には協定書の調印、そして7町の合併関係議案が各町の議会に提案されるという事になります。ここで7町全ての議会において可決という事になりますと、平成17年1月に奈良県知事に合併の申請を行い、3月までに県議会の議決を得るという事となります。この辺の法定手続きにつきましては次の15ページにまとめておりますので、後ほどご覧ください。なお、合併協定項目あるいは新市建設計画、あるいは住民負担に関わる調整方針など住民さん向けの資料につきましては次回の協議会に原案が示されるという事の予定になっております。以上が合併期日につきましてはの事務局説明の概要でございますけれども、委員の方からは1月1日の合併では新市長の選挙公約が新年度予算に反映されない、また、斑鳩町長選挙が17年10月になるので合併の期日を10月1日にならないのか、そういう意見がございました。ここで少し補足説明をさせていただきますけれども、斑鳩町長の任期は平成17年11月10日となっております。これに對しまして事務局より合併の期日は電算システムの統合との関連や事務事業の調整があり、選挙期日についても考慮したが、システムの統合が

不可能という事で1月1日の提案をした、との回答がございました。  
この他委員からは、規約にも義務づけられております合併の是非についての協議をいつ、どのようにするのか、とのご質問があり、事務局より住民説明会、住民投票もしたうえで11月頃が最終的な決定の時期になるとの回答がされております。この協議項目につきましては継続協議とされたところでございます。

次に資料の15ページをご覧いただきたいと思います。協議第54号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明をさせていただきます。1としまして、新市の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条による規定を適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を34人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。ただし、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、7町の区域ごとに、公職選挙法第15条第6項の規定による選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。平群町の区域5人、三郷町の区域5人、斑鳩町の区域6人、安堵町の区域3人、上牧町の区域5人、王寺町の区域5人、河合町の区域5人。2番目としましては、報酬については、7町の協議により合併時まで定める。以上の提案がされたところでございます。議員の任期につきましては合併特例法に定めます特例を適用しない、また合併するについては法定数の上限でございます34人で提案をされたものでございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。市町村議会議員の選挙区の設置について、公職選挙法の規定とその考え方が示されております。選挙区につきましては原則として選挙区を設けないこととされておりますけれども、この但書きにもございますように、特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができるとされております。この、特に必要があるという時というのは、次にごございますように市町村合併により地域が広がる場合や、離島などのために地域が分断される、そういう場合となっております。よって、合併時において設置選挙を

行う場合には選挙区による設置が可能ではございますけれども、2回目以降の選挙については、選挙区の設置は難しいと考えられるということでございます。また、2番目の選挙区の定数でございまして、各選挙区の定数は原則として人口比例によることとされています。ただし、特別の事情があるときは、概ね人口を基準として、その地域間の均衡を考慮して定めることができると規定をされております。そしてなお、市町村合併があった場合は、人口に比例しないで定めることができるとされ、これらのことから町政方針として選挙区の設置と選挙区ごとの定数が提案されたところでございます。選挙区の定数の考え方につきましては、次のページでお示しをしております。また後ほどご覧いただければと思います。この提案に対しまして委員の方からは、選挙区を設ける事については異議があるので適用しない方がいいという意見、また選挙区も1つの見識であるので持ち帰って検討したい、との意見がございました。この議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては継続協議とされたところでございます。

続きまして29ページをお開きいただきたいと思います。協議第55号、農業委員会の委員の定数および任期の取扱いについてご説明をさせていただきます。1、新市に1つの農業委員会を置き、7町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、平成18年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。2、新市の選挙による委員の定数は、20人とする。3、選挙による委員の選挙は、新市の農業委員会の区域を分けて、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・を区域とする選挙区と上牧町・王寺町・河合町を区域とする選挙区の2つの選挙区を設ける。なお、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数については、7町の協議により合併時まで定める。4、報酬については、7町の協議により合併時まで定める。以上の提案がされております。

31ページをお開きください。こちらに農業委員会の選挙による委員については市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に

より合併関係市町村協議により新たに新設をされた合併市町村にあっては、８０人を超えない範囲で合併後一年を超えない範囲で合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する事にする、という風に定められております。これらの事から合併特例法を適用する提案がされたものでございます。この合併特例法を適用いたします理由としまして、在任特例を適用しない場合、５０日以内に選挙が実施され、この期間、７町の農業委員が存在しなくなり、農地法等に基づく法令業務をはじめ、証明事務全体の業務が停滞をする事となり、農業者などの関係住民へのサービスの低下があげられております。農業委員会の事務に空白期間が生じないように、特例の適用を行うというものでございます。任期につきましては現在の７町の農業委員の選挙が７月に実施をされています。また、全国的な傾向としましても７月に選挙が実施されています事から、平成１８年７月３１日まで引き続き在任することとされたものであります。この提案に対しましては特に委員からもご質問もなく、継続協議とされたところでございます。

続きまして４１ページをご覧くださいと思います。協議第５６号、特別職の身分の取扱いについてご説明させていただきます。１、常勤の特別職等の設置及び任期については、各法令に基づき定める。２、行政委員会の委員等の非常勤特別職の設置及び任期については、各法令に基づき定める。３、審議会・委員会等の附属機関については、当該附属機関のあり方を検討した上で、合併時に条例の定めるところにより設置する。４、給与、報酬の額については、７町の協議により合併時まで定める。との提案がされております。特別職の身分につきましては、新設合併の場合、７町の法人格は消滅する事になりますので、７町の町長、助役、収入役、各種委員会の委員につきましては合併と同時に失職するという事になります。そういった事からこの提案がされたものでございます。この提案につきましては委員から特段の質問もなく、継続協議とされたところであります。最後にその他といたしまして、次回の合併協議会を８月４日、三郷町コミュニティセンターで開催される事が決定されております。また、新市の名称の公

募にあたり応募作品の中から懸賞を贈呈することとなっておりますので、この抽選が行われています。当選者につきましては既に本人宛に通知がされておりました、協議会だよりで氏名の公表をされる事という風に聞いております。以上簡単ではございますが、第14回合併協議会の審議等の概要のご説明と報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

里川委員

コンピューターのシステムのことなんですが、今説明していただいて、一定の方向とか、費用面のこととか、出たんですが、基準になるシステムというのは、本庁舎を王寺町に置くという考え方で行くと、流れ的に見たら、王寺町のシステムを基本に各町のシステムを揃えるという考え方になるのか、それと24億円を上回ることはないという風に事務局が言っているということなんですが、各コンピューターのソフトは各町が契約をしていると思うのですが、その契約などの変更であるとか、途中で打ち切るといった場合に各業者との間の違約金というのか、契約を変更するときに業者に対して出す金額とか、そういうものとかが一定見込まれるのではないのかなと。今説明を聞いていたら、そのところについては触れられてなかったんですけども、それで24億円は上回らないと言われるが、私はその辺がちょっと、事務局の見込みがどうなっているのかなというのが、今ちょっと聞いていて、疑問に思ったんで、確認をさせていただきたいなと思います。

企画財政  
課長

1点目でございますが、システムの基準でございます。先程申し上げましたように、機能追加統合型ということで、いわゆる各町7町でそれぞれ違うわけでございますが、7町で持っていますシステムを考慮しながら、それを利用し、追加をしていくということでございます。それを王寺町を基本にするかということでございますが、各町で持つ

ているシステム、そのシステムごとに例えば、処理する住民記録でございまして処理数人口ですとか、そういったことも考慮し、またいかに統合しやすいのか、といった事も合わせて考えながらシステムを選んでいくということになるかと思います。ただ、そういう意味では各町、7町で最も多く利用されているシステムが基本になるのかなという風には思います。

王寺町に庁舎を置くということで王寺町のシステムでということではないと思います。

2点目ですが、24億円という数字が示されておりますが、これに対して違約金が生じるのではないのかというご質問でございしますが、基本的には各町が行っていますリース契約でございまして、これはいわゆる債務負担行為なり、継続費を設定しておらなければ、基本的には単年度の契約ということで、その年度で契約が終了するというものでございします。また、先程も申し上げましたように、万が一の不測の事態に備えるために、旧システムの平行稼働ということを考えております。そういうことからすぐに、新システムになったからといって旧システムを打ち切ることではございしません。平行稼働という形で旧システムを利用させていただくと。その経費につきましても、24億円に含まれているということでございします。以上でございします。

他にございせんか。

委員長

飯高委員

電算システムなんです、パッケージソフトということで概ね、そのベースを構築するということでされているんですが、オリジナルの開発というのは全くないわけですか。

それとパッケージにされるということは、導入期間というのがちょっと長くはなると思うのですが、今回、行程を見ますと、1ヶ月か、1ヶ月半ぐらいなんです、その辺が行けるのかどうかということ。それと、住民説明会が、これを見ますと9月15日から11月ぐらいになっているんですが、具体的に住民説明会の計画の掲示をいつされ

るのか、どうかということをちょっとお聞きしたいんですが。

助 役

住民説明会について答弁させていただきます。これまで、当委員会におきまして説明をしているわけですが、やはり本年の11月頃までには全てを終わる必要があると思っております。従いまして、このままの状態を進めば8月4日の合併協で最終ということになり、協定項目の審議が全て終わることになると思っております。その後町としても住民に説明が出来る資料を作っていく。そう考えて行きますと、やはり9月の中旬から10月の中旬までの予定で進めたいと、このように考えておるわけです。ただし、若干、各町の状況も見ながら進めていかなければならない点もございまして、その辺を十分、見極めながら、住民説明会の時期を決定をしてみたい。また、どういう形で行うかということについては、十分な調査研究を重ねていき、住民が理解、納得していただけるような環境を整えてみたいと、このように考えております。

企画財政  
課長

まず、1点目のオリジナルの開発ということでございますけれども、基本的に7町のソフトの場合はパッケージソフトでございます。ほとんどがパッケージということで、それに対して7町独自の手を加えているという部分は多々ございますけれども、特に再構築ということになりますと、いわゆる各町にないソフトということで、新市の場合ですと生活保護の関係などがそれに該当して来ようかと思います。

それと導入期間ということでございます。17ヶ月ということでご説明申し上げましたけれども、当初、委託業者の方から示されました案というのは、18年の3月という案が示されております。そう言った中で、事務局と話す中で、2ヶ月ほど短縮したということで、その経過の中で1月1日ということで、お示ししたものでございます。ただ、非常に事務的にはかなりつらいといえますか、そういった事もあるという風に事務局から聞いております。

飯高委員

住民説明会においては、広報等で住民に、大体いつあるのかという事で示していかないと、いきなりいつという事で示されると、なかなか住民説明会での説明を受けることに対して、あまり効果がないという事で、事前にしていただけたらと思うわけです。

電算については、確かにパッケージ、今の段階においては、厳しい、1年半というのは厳しいと思うんです。大体調べますと、3年ぐらいかかるという予定なんです、短くとも2年ということで、出来れば急いでやって、中身があまり芳しくなかったというのはあれなので。パッケージソフトについてはいいと思うんです。オリジナルにすると、かなり高額になってきますので。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

企画財政  
課長

広報で事前にお知らせをしていくということでございますが、先程申し上げましたように、7町共通の事務局が作成致します住民向けの資料があります。協定項目の内容でございますとか、新市建設計画の内容、財政シミュレーション、それぞれのものにつきまして、7町共通の資料を作成しておるところでございます。それにつきましては、現在聞いていますのが、8月の20日ぐらいには上がってくるだろうという風に聞いております。これが出来ると、全戸配布させていただく形になろうかと。また、その時期に合わせて、住民説明会の開催日程等もお知らせをして行ければと考えております。

里川委員

私も住民説明会のこと、その他で言おうかと思っていたんですが、今出たので、ちょっと引き続いて質問をさせていただきたいんですが、これまで町の重要な施策について住民に対して説明会などを行ってきた経験というのは、最近では、ごみ袋が有料化になるときに環境問題学習会として地域に入ったと。それと2000年の介護保険が導入されるときに、その制度の内容について住民の方に知っていただくということで、住民に対する説明会などを斑鳩町は実施したと。最近、近年ではそういうことで、一定の住民に対する説明会というようなも

のを実施しているんですが、その説明会の持ち方のイメージが、環境問題学習会は非常に細かい説明会の持ち方やったし、介護保険についてはすごくざっくりとした説明会の持ち方やったと思うんです。この合併に関しましては、出来るだけ細かく説明会を持ってほしいなと思ってたんですけど、1ヶ月ほどの日程ということなので、どんな持ち方になんのかなと。私、最低でも町民体育大会の地域、23地区、これぐらいの地域ぐらいに割って、説明会してくれはんのかなと、これまでのそういういろんな住民説明会のを想定しながら、それぐらいのことを思ってたんですけど、1ヶ月で23地区を回るのはちょっと、厳しいのかなと思ったりして、考えているんですが、その辺の説明会の持ち方というのをもう少し具体的に、もういよいよ近づいてきますので、町の方、どんな風に考えてはんのか、7町の中で、一定そういう考え方を持っているという町があるということも聞いてますので、ちょっとお聞きしておきたいなと思います。

助 役

今現在、どうするかということを先ほど申しましたように、十分考えていかなければならない。やはり、住民の、今後のまちづくりについて、非常に関心を持っておられることでございますので、非常に多くの方々が説明会に参加していただいて、そして、斑鳩町の方向性を尋ねなければならぬ、このように思います。これまで、介護保険説明会とか、パークウェイとか、また、ごみ問題学習会とか、いろいろな住民説明会をやっています。そういう、それぞれ状況によって、説明会の資料が異なった形でやっているし、また、そういう形で考える中で、住民に説明をすることによって理解をしてもらうという、現実としては確実性のある説明会ということでやっております。そういうことから、今現在、どうなるか分かりませんが、今もおっしゃるように23地区を廻るということは非常に無理であろうと思っております。従いまして、小学校区3校区、プラス中学校区も含めて、5地区ぐらいではどうかなと、これも若干少ないなというような意見も出ております。その辺を今後、議会とも相談しながら、住民説明会の場

所の決定を進めていったらどうかなと、このように思います。従って、何箇所するか、どのようにするかということではなく、これからどのように、先程も申し上げますように、やはり住民の意思というものを確実にキャッチできる、また、情報を確実に提供できる場の説明会ということで、このように考えていますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

ちょっと、私から、今住民投票についてなんですが、平群は住民投票日を決めておられるように聞いていますが、そういう情報はどうぞございますか。もし、分かってあったら皆さんに参考までに。

企画財政  
課長

各町の住民投票の状況でございます。確かに、平群町につきまして  
は町の内部で、町のイベント等の行事を考える中で、11月7日、日曜日の投票という風になっているというふうに聞いております。上牧町でございますが、9月議会に条例の上程をしたいと。また、王寺町も内部的に9月議会に上程してはどうかということの検討をしているという風に聞いておるところでございます。

委員長

皆さん、今、藤原課長から報告ありましたように、他町村の動きというんですか、参考にさせていただけたらと思います。  
他に何かございませんか。

町 長

平群町は11月7日、内部的にやっておられるということですが、ただ私はやっぱり、過程というのは、住民説明会がスムーズに9月に始まるのか、始まらないのか、これは非常に大きな問題になってくると思います。住民投票というのは住民説明会が終わった後にやっていくということになりますから、問題は12月に議会にかけて行かなければいけないという、ひとつの大きな問題がありますし、その辺を十二分に考えないと、ただ、住民投票条例、斑鳩町は議員の発議によって行われたと、いうことでしてしまうということ、やはり住民に感知

を、住民に十分知っていただくということをしていかなかったら、いま里川議員もおっしゃるように、私はいくらたくさんの会場をしても、それだけ関心がなかったら来られない。當麻町でも、亡くなられた安川町長が私に言われたのは、何回も行くんですけど、2, 3人から10人しか来ないんです。来ないのに、今度はアンケートしろと言ったら、アンケート投票率は60%超えるんです。これについては大変、私としては非常に難しい問題だなと。私も以前に住居表示の問題で、錦が丘地域でも街宣車を回してやっても、10人足らず来られた。そして結局、我々は聞かされなかった。そんなことを説明会で聞かされなかったということで、いろんな議論が出てきた。そう言う事をよっぽど慎重にやっていかなかったら、私はやっぱり、広報で流しているやないかと、あるいはそういうものによって、全部周知されていると言っても、私はやっぱり、広報を読んでいただく方が全部なら間違いないです。やっぱり中には、また来たのかとされる方。特におっしゃるのは、奈良県の知事でもすぐ、おっしゃいます。文書で書くよりも、中身の分かりやすい文言、簡単に絵で書いて分かるようなものをしろとおっしゃるんですが、なかなか行政というのは、来たら10ページも、20ページもあって、読んでいたら疲れてくるというのが現状でありますから、いまの合併協議会だよりでも、私もよく聞くんですけども、中身が分からない、シミュレーションというようなもの、財政といっても、行政の方は知っておられても、我々が先、10年経ったらどうなるかといったら、景気が好くなったら税金が増えるのは当たり前のこと、景気が悪くなったら、税金が減ると、地価でも下がるということとは、誰もその予定をされてなかったと、斑鳩町でも皆さん方は、それぞれの関係で、開発公社で土地を習得すると、しかし下がってしまったと、下がったら下がったときはその地価で売らないと行けないとなっていますものの、これだけの損をするということは大変なことですから、慎重にかかれないと、私は、平群町はどういう内部から出たのか、11月7日というのは、11月2日に告示をしないといけませんから、7日が投票ということで。恐らく12月の定例議会を目処

におかれたと思いますけど、いずれにしても、斑鳩町についても12月議会にそうしていくとしたら、11月の部分しか起こってこないということですから、より慎重にかからなかったらいけないと思っていますので、7町の間係を十二分に情報を収集しながら、検討して行きたいと思っています。

町名・字名の取り扱いについて、合併時までに各町において調整するということなんですが、これについて詳しく説明お願いできますか。

先ほど申しましたように、町名・字名の取り扱いにつきましては各町で調整をするということでございます。本来、町名・字名ということにつきましては住居表示ということと同じでございまして、本来各町の、変更する前ですね、各町の議会の議決を要するというものでございます。そういったことで、このケースでは、西和市斑鳩町法隆寺西という風にするのか、西和市法隆寺西という形にするのかという、2つの選択を各町ですということになるかと思っています。

そういったことで、斑鳩町として、従来の法隆寺西という町名を斑鳩町法隆寺西と改めるのかどうかということの検討をし、議会の議決を得るということになります。

としますと、例えば、西和市吉新1丁目とか、西和市斑鳩町法隆寺西何丁目とか、そういう風に各町によってばらばらになってくるとい

法定協議会の話の中では、一応小委員会では、仮に西和市斑鳩、三郷、平群を残すということを決めてこられたわけですから、この中でも、斑鳩町の市町村合併調査研究特別委員会でもそういう発言がございました。そんなんおかしいやないかということもありましたけど、小委員会の意見として纏めてこられた。しかし、最終決める中で、上牧の町長初め、議長さん、三郷の町長さんが、そんなん別にややこし

い話する必要ないやないかと、いうことから議論なった。最終的に仲裁をとられて、好きなところは、そうして斡旋したらいいやないかと、付けたいところは付けたらいいやないかと、というような形で終わっているような感じはしますけれども、私は何か、住民発議、住民の署名をされるときにも、斑鳩なくなりますか、無くなりませんかと言ったら、無くなりませんと。何々市斑鳩は残りますよと、言うようなことで署名を集めたようなことも聞いておりますし、やはりその辺を十二分にしていかなかったら、私は、何も別にその斑鳩がと言うのが、当初の私が発言したのは、なぜ7町の名前を省くのかと。やはり、7町の名前というのは当然付けて、最終的に、全国的に公募して、そしてそういう中で、必ずしも、トップが一番大きい得票数が、必ずしもなるとは限らないですから、そこらのことを十二分に申し上げてきたわけですから、住民のこの問題についてはかなり大きな問題を占めると思います。ただ、総務省が纏めているのは、結局そういう事が起こるのだったら、字名を残していこうということをされていますから、ありますけど、私は、するんだったら統一していく、或いはそういうことをはっきりとしていかなかったら、私は小委員会の意見の関係等、纏めておられる方々のご意見とはかなり違ってきているような感じがいたしますから、そこらをはっきり明確にしていけることが大事だと思います。

嶋田委員

私もこの委員会に出席しておりまして、7町の名前を残すために新市の名称はそれ以外のものにするという風な説明を受けておりました。これ、その前提が崩れているように思うんですが、別に7町の、町の名前を残さないでもいいというのであったら、新市の名称はまた新たに公募していけばいいんじゃないかなと、今現在、そのように思っております。7町の名前を残すために、それ以外の名前を公募しようということであった訳で、7町の名前を残さなくていいという考えの方があれば、また、新たに新市、条件が崩れてきていますから、新たに新市を公募すればいいんじゃないかなと、今そのように思っており

ます。

小野委員

私は、今の件について、確かに嶋田委員がおっしゃるような考えが普通だと思うんですが、いろいろ法定協で議論している中で、必ずしもそうではなかったのかなということにもなってくるんです。公募ということについての縛りをかけた。その時には確かに嶋田委員がおっしゃったように、7町の名前に愛着があるということの意見が多かったので、それを残すためにもという、にもですね、必ず残すからそれは排除したという、100%そういう事由ではないんです。なぜ、7町の名前を公募から排除というんですか、排除というのが正しいのかどうか分かりませんが、省くということは、合併の方式が対等合併であるという意見があったことも事実です。だから、私たちもああいう意見を、前々回の時に杉田町長が言われて、完全に憤慨してましたし、この特別委員会でもいろいろ後押ししてもらって、議長と一緒に上牧町にも文句言いました。いろいろ、上牧町も、委員さんとかの話もあわしていった中で、最終的にこの調停案が出るということは予想してなかったんだけど、こういう形で出されるということは、先ほど藤原課長が説明したように、これは地方自治法上の名前で、その議会ということはその町ですわね。町が独自でやったらいいんだと、いうことで、まあ単純に、例えば平群町はもう残さないんだと、で、斑鳩町は残すんだと、そういうばらばらなのではなくて、ひとつずつ、例えば、王寺町の庁舎の位置なんかでも考えてみたら、西和市王寺町王寺何丁目となるので、そうしたらもう、いきなり王寺町王寺という場所は、王寺がだぶるので、西和市王寺とされるのかなと。また、上牧においても、同じように上牧町大字上牧、その大字だけ取ってしまいますから、庁舎の位置という意味では、上牧町にとってみたら、そこの町でひとつずつ検討していかれるのかなと、そのように、前にも提案されたときにも反対した理由に緑ヶ丘というのが、平群町にも、上牧町にもあるやんか、だからそれをどうするんやということも言うてましたんで、この町だけは残す、この町だけは残さないとか、そういう調整

では私はないのかなと、そういう協定ではないように私は理解しています。だから、斑鳩町の場合は100%斑鳩町を残そうという意味に、以前から合併の特別委員会で言ってますので、だから、他の町が、そしたら残すこと、残さないところを作っても、これは自由だと私は思う。それと、先に、もう一度公募するというのも、ひとつの方法かなという意見ですが、これは私は当たってないと、そのように思います。

嶋田委員

その都度、その都度、いろんな解釈というんですか、説明はつくと思いますけれども、この法定合併協議会について、何か不信感、今回のことで不信感を抱くように、私はなりました。それと、各町、各町で結局は、これを読みますと調整するという事だから、各町、各町で決めていくということになってくるだろうと思います。7町のうち、6町までが町名付けなかったと、斑鳩町だけが付けたと、なんや斑鳩ごり押ししているのかと、そういう風にも取られかねないことにもなってきますので、そこら辺はどっちかに、やはり調整していただきたいと思います。

三木委員

私も、その件については、以前からおかしいなと、12回のときに上牧の町長と議長が新市の名前はそのまま、町名は無くしてもいいんじゃないかという、突然そういう提案があったものですから、法定協でみんな、ええっという、そんな空気になったんですが、なぜその時に、その提案が出るのかなと、恐らく傍聴の人も含めて、非常に疑問に思ったと思うんです。で、よく考えると、ということは先ほどの、嶋田議員もおっしゃっているように、私も以前から言っているようにですね、この件については町長もご説明してましたけども、やはり小委員会ですね、三郷町の下村委員長が、やはり新市の名称については旧町名は使わない、平等にという意味でですね、皆の町名に愛着があるんだから、新市の名称については新しい名前で行こうと、その代わり、町名は後に残そうということで、委員長が決めていったと、そういうことに於いては、これがまた旧町名を使わないということになる

と、先ほども出ておりましたように、公募もしているわけですね。公募のときにあくまでも旧町名を使わないで、新市の名称をとということで公募しているわけです。ということは私は7町の町民、それから在勤者の方々、公募してきた方々に対してですね、私はこれはちょっと偽っているのではないのかなと、そういうことは根底には思っておりました。で、今回、そういうことで、この間の前回のときも、この問題について岡井議長が休憩に入りました。協議しようということで、いったん休憩しますと、休憩が終わった後ですね、もう既に妥協案という形の発表の仕方になったと思います。ですから、何かもう話が出てきているのかなと。一部の方々に、取るところは取る、取らないところは取らない、町名の使うところは使う、使わないところは使わないというようなことが、もう既に法定協の中、乃至、一部の方々でもう決まっているのかなという風な、捉え方をしました。ですから、私もこの件については折衷案ということではなしに、そういう当初からのいきさつで、旧町名は残すということで来ましたので、私は個人的には旧町名は使うということで進むべきだと思います。

小野委員

その議論は、今後この斑鳩町の町名を残すか、残さないか、先ほど嶋田委員がおっしゃっている、他の町が残す残さない、残さないということは斑鳩町がごり押ししたんじゃないのかなと、そのように印象を受けるという、そういう意見とまた違うと思うんですけど。だから、私としては、今後、これは合併時までには各町において調整するということですから、斑鳩町は当然、町名を残すように満場一致になると思います。ただ、嶋田委員がおっしゃっているように、ごり押しをしていたとか、三木委員がおっしゃっているように、何か内部で取引があったような感じがあると疑っておられると思いますけど、私はそれはあってもいいと思います。それはなぜかといったら、この法定協議会があくまでも合併するために、意見の違いのあるのを調整していく場所ですから、だからあの時、岡井会長の方で、調整案がこうしてプリントもされていたということで、ああ、何かそういう話があった、合

併するためには、そういう調整案をしようやないかと。私はこういう発言があって、杉田町長からあった時点で、斑鳩町が残したいなら残したらどうやねんというような話を聞いておったんです。何を馬鹿なことを言っているんだと、そのためにも意見を言ったんです。正論です。名前出して申し訳ないけど、吉川議長が短くするのが正論だということで、全部取ろうということ言われたけど、それは確かに正論です。ただ、合併するためには町名を取るのは正論です。ただ、私どもの法定協議会の正論は、嶋田委員もおっしゃっているように、以前の時に、住民にも周知しています。旧町名を残すためにも公募の段階で排除しましょうと。ただ、町長も先ほど発言されたけど、一番多いところが、住民からの一番多いところが、新市の名前にするという事は決めてませんでしたので、あとは最終的に法定協議会、投票という形を採りましたが、そのように取っていくということになりますから、多いから取るんじゃないということも、勿論うたってますから、フリーにしてあって、斑鳩市が一番多かったという、これは可能性はありますけど、絶対のものでもないです。また、斑鳩市が一番多かって、斑鳩市というふうになった可能性も、これもないです。というのは、もう1点の理由、このときの委員長報告にも、ちょっと見直したんですが、確かに、7町の今の町名を残すためにも、また、新しい市になるので新しいイメージのため、現在の7町の名称を使用しない方がよいと、この意見が大半を占めましたので、新市の名称には7町の名称を使用しないということに決定しました。このように委員長が報告されてますし、その通りのことが、あまり読まれてないだろうけど、合併協議会だよりも載っています。だけど、合併協議会としてはそれを住民に周知したということは、公約したことになりますので、私どもの合併協議会の正論はあくまでも残すことだという私の意見がいて、それで議長が、先ほど課長が言ったように、採決するものではない。それは何故かというというのは、やはり、合併をするという大前提がありますので、それじゃない。それで、調停案がありますと、出された。その中で、その調停案に対しては、別段意見がなかった。

先ほど報告があったように、1名の委員さんから、住民説明会もあることだしということで、そういう決め方でもう1回説明したらどうだということになって、協定が確認されたと、そのようになっていますので。その点、流れとか、おかしいという部分もあるかと思いますが、今、もう一度名前を募集するとか、今後斑鳩町としては、自治法に基づく町名・字名のことできちっと、決めていったらいいことだし、先ほど言いましたように、上牧町がどうされるのか、平群町がどうされるのか、また、上牧町が全部なくしてしまうのか、例えば上牧町の中でも、上牧という名前を残したいという思いの住民もたくさんおられると思いますし、それは議会が自治法に基づく議決をしていくだけです。私としては斑鳩町に関しては全て斑鳩町という名前を残すべきだと、私は思っています。だから、今後議論する中で、そうしていけばいいことだと、そのように考えます。

西谷委員 選挙区制のことで聞きたいんですが、私もこれを見て、ええと思ったのは、合併というのは合併によって合理化して、事務の軽減という形で、そう言うことを考えたら、当然、市長選挙が全市、1区で行われるのに、何で議員をわざわざこんな、選挙区に分けてせんなんのか、することによって、余計、市として、行政のやっていること、或いは市全体のことを考えた時に、最初のスタートの選挙が元の町でやるというのが、どないしたって、町村合併をやっ払いこうという流れからは、いかにも逆行したような、ニュアンスがあるし、実際合併を仮に、選挙区しなかったらそんな34名も議員定数いらん。普通の類似で見てたら、大体28人から30人くらいの議員定数でやっているのに、わざわざ選挙区作って、あとにまたずっと、いつまで経っても、西和市やといっても、自分の出身の斑鳩、或いは三郷のことしか気にしないような議員が出てきたら、こんなん、意味ないと思うので、何でこんな流れになったのか、その辺の過程を教えてくださいませんか。どうも、こんなのは何で出てくるのか、私にはちょっと理解できないです。

合併協議会で、議論がもしあったんなら、ちょっとその。

委員長

私が委員として出ている中では、なぜこうなったかというような議論はひとつもありませんでした。委員としての意見は、今言われたように、7町合併すれば、1区で選挙するという意見もございましたし、また、上牧の委員の方からは、これでよろしいという意見もありました。事務局案に対して意見はなかったように思います。

助 役

小野委員

今の件で、私は意見を言いました。西谷委員の考え方と私は一緒です。それと、先ほどの町名のことで言われた、合併するのだから町名を無くせというている人が、これは合併するのだから当然選挙区なんていないという意味で私は言ったんです。それと、これも特例とまでいってないけど、特別に、この資料の中を見させてもらったら、合併して地域が広がったから、どうのこうの、1回だけしか使わないということ、これおかしいやんかという話が、私は意見として、先ほど課長の方で、これに反対だと言う意見を一応、言ってます。そのなかで、また上牧の委員さんからは、持ち帰って、当然、議会議員の事ですので持ち帰らせて下さいという提案があって、継続という形になっておりますし、私は次回にどういう意見を、今日の西谷委員がおっしゃってるような意見で斑鳩町が話になるのか、なぜ選挙区を使わなくてはならないのかが疑問です。だから皆さんが同じようにそうおっしゃるんでしたら、そういう意見をもっと議長とともに強力に次回の8月4日に斑鳩町の町議会というんですか、合併協議会では選挙区に対しては異論が出てますという事を盛んに話してみたいと思いますが、皆さんの意見をまたお願いします。

里川委員

私もちょっとこれ、判断しにくいんですけど、ただこの資料25ページ見させていただいたら、合併特例法を適用しない場合として11の例を挙げておられる中で11のうち選挙区が設置されたのは3つでそれ以外の所は設置されてないという状況があるんです。やっぱり多

く、率から言うと多くが選挙区を設置していないという風に資料を見ていたらそういう風に思えるんですけどね。これ、基本的に選挙区を設置した場合の評価としない場合の評価というんですか、事務局レベルであつたら、こういう資料を作っていただく中で見ていただいているんな事例を見られて、第3者的に見られた場合ですね、評価についてどんな風に捉えられているのか、私らもこの辺については認識不足なものですから、お聞きしてみたいなという風に思うんです、これまでの過去の例を見る中でね。

企画財政  
課長

先ほど西谷委員もおっしゃいましたように、どうして選挙区、という事の理由もございますけれども、基本的には専門部会の方で協議をして出してきた分でございます。ただ、専門部会の方でもお聞きする中では非常にこれをどうするのかという事で取扱いについて苦慮したという事を聞いております。そういった中でいわゆる合併をするという事の中でできるだけ旧町の地域、地域の住民の声を新市に反映をさせるという事では選挙区の設置がいいのかなという事での提案であるという風には聞いております。ただ、これにつきましては地域審議会の設置という事もございますので、その辺の兼ね合いもあろうかという風に思っております。

三木委員

今の流れなんですけれども、法定協の小選挙区という事で出てくるんですけれども、私はこの問題はこの委員会でも協議すべき問題じゃないかなという風に思っているんです。先ほど小野委員の方から上牧の方は持ち帰ってという事をおっしゃってましたが、私の情報では上牧は小選挙区ではないと聞いております、全体、全町であるという風に聞いております。ですから各町の動きが色々あるようですので、斑鳩町としても私は検討すべきではないかなと考えます。

他にございませんか。

課長、19ページにね、私の認識ではこれは1回目だけだと、2回

委員長 目からは先ほどから言っておられるようになると思うんですけど、これを読むといけるような事、２回目以降の選挙については、選挙区の設置は難しいと考えられる、と書いてある。こんな書き方されたら何かそこを完全に説明をしてもらわないと、いけるのかな、難しいけれども、皆が合意したらいけるのかなというニュアンスにとれないかなと、私だけかも分かりませんが、ちょっと説明願えたらと思うんですけども。

企画財政課長 このケースの場合、確かに難しいという事でどうや、という事で小野委員の方からも協議会でもご質問ございました。ただ、その時の事務局の答えとしては難しいと、この通りであるという風にしか回答がなかったわけなんですけれども、私が思うに一般論としましてこういった場合のケースはそのケースバイケースで考えていかなければならないと。例えば西和市において２回目以降の選挙がされる場合で、どうしてもこれを使わなければ具合が悪いと言う客観的な事項があれば、またそういった事で検討はできるのではないのかなという風には思いますけれども、やはり難しいものは難しいと感じております。

小野委員 私もその事で質問したんです。こういう難しいという表現なんかは、私らは理解が難しい、困難という事で、法定協の次長、県から派遣されてる次長ね、そしたらこれ２回目というのをやった事があるのかなと言ったら、それはないと。だから、１回目だけやっている所もあるということで、だから特例でもなんでもないんやなということも確認したし、その上に、離島などのために地域が分断されている場合、されると言う事がありますので、この西和地区に関してはそういうところがないから、これはもう、２回目はゼロやと、可能性はゼロやと。ただ、今だけはこういう具合にやってもいけるだろうと違うかなという提案だったと、そのように、みんな他の、安堵の吉田議長なんかも、こんな表現してもどうするんやということは言ってはったし、２回目ははないという判断はしてます。

それ程の意見あるのに、なぜ変えようとししないの。

委員長

まだ継続になってますから、次回の。

小野委員

これは、事務局案、仮に各選挙区がなかったら、恐らくこのままで何もなかったように出たる。これが出たるから、そのまま何もおっしゃらない。今、おっしゃっているような意見。ただ、奈良市の場合、月ヶ瀬と都祁は特例を認めてですね、月ヶ瀬から1名、都祁から1名ということで議員が選出されますから、五條市の場合は、野迫川、西吉野と大塔で、野迫川はもう議員が出られないという所から離脱してますから、そこらいろいろとあると思いますし、斑鳩の議会の中で一般質問で、これが出ているわけですから、選挙区制度をとったらどうかというご質問が、三木議員から一般質問で出てますから。事務局はそれを考えたかどうか知りませんが、仮に、選挙区を廃止して出よといったら、この法定協議会の委員の方々もそんなに議論はなかったと。こういうことが仮に出たから、結局それも意見なかった。我々も、ずっとこういう中で来ている中で、最初に出たのが、私の言った、なぜ旧の町名を外すんだと、全国から公募したらいいじゃないかということで。しかし、最終的に出たのは、上牧の議長と町長、三郷の町長と、何でこんな西和市の下に名前付けるんだと、三郷や上牧や、名前ばかりというご意見と、もう殆ど出ない。実際、これが1回限りということは、1回したら必ず続きますよ。改められるというが、総務省がそれはあかんと言ったらあきませんが。恐らくそのままくると思いますし、慎重にかからないと、何でもいいわ、いいわで来ていたら、私は何か、この合併の問題でも知らない間に、大体、出来あがってきている。もう町長、西和市出来るんですねと、こうおっしゃるから。何か、知らない間に、市が出来てしまって、あと18年の何月か聞いてますけど、我々、西和市の1市民ですかと、というような事も聞きますから、よっぽど慎重にかかっていかないと、なんでもかん

でも継続や、継続やといって、次には必ず通りますから。ずっと経過がそうなんですから。事務局案、事務局案と言いますが、事務局案を誰が指揮しているのか、その辺が私はもう少し責任を持ってやらないと、なんでもかんでも事務局案を鵜呑みにしてきて、何も発言していない。そして、何やかんやいいながら、そのまま継続と。そして次の回はこの通り、ご異議ないですね、と言う事で終わってしまうというようなことが多いですから。よほど慎重にかかれないと、何かもうひとつ、訳のわからないまま行っているというような感じがしています。

私が申し上げたのは、私の感覚では1回しかあかんと。特例法というのか、1回しかあかんとその選挙区は、という感覚を持っていたんで問うたんです。それをはっきり返事をもらわないと。

委員長

小野委員

町長は欠席されてましたし、報告を受けておられると思いますが、法定協議会の言おうとしたのは、1回だけなんです。もしこれで通っても。1回だけだという認識です。それは間違いないです。それと、1回これで出して、継続でそのまま確認という事で、確かに、前半はそういう所が多かったんですが、町長も、いみじくもおっしゃっているように、公募の時の斑鳩町からそういう異議が出ていると。それと、町名のあれなんかはまさしくだめだと、事務局はなぜ、こういう話で町名を残さない形で提案するんや、ということで、その時にちょうど岡井会長が所要のために出られたから、秋田副会長が議長席に座られて、審議している。この前の合併の特別委員会も、私言ったとおり、当然残すべきだと。そうしたらそれに代えて出しますと言われたのが、前々回かな。それで出されて、杉田町長が、いや、それには異議があると、また継続なつたと、いう経緯もありますし、この点についても私は雰囲気的に他の町の人何も言わなかったから心配しておったんですよ。もう、他の町の人はいこれでいいのかなと思ったけど、今、三木議員が、上牧町の情報としてはこうこうやということを聞いて、これはやっぱり皆さんの後押しをしてもらって、議長と共に私たちの身

分のことですから、選挙区を取り払ってもらおうと、そういう努力をしようかなと思っているんですが、私にその時に聞いた話では、もうあまり選挙区として入れてあるし、それで行こうやというような意見で、他の議会の人からも聞いておったからね。だめなのかなと思ってましたが。もうちょっと、この点についての議論をしてもらうと有難いと思いますし。

委員長

はっきりしてもらわないと、これ、今は皆さんに諮れます。今度は34に決めはったら、34で決まってしまう。だから今、はっきりしておかないといけないのと違うかなと。特例というのか、選挙方法も含めてですね、はっきりは出来ないわけですか。それを私は皆さんにはっきり説明して、こうですよということで審議してもらわないと、どっちに採ってもいいのと、また、変わってくると思うんです。

西谷委員

実際に、公選法の15条、手元がないから分からないけど、これで出来るんだったら逆に言ったら、合併しても法律でできるんだったら、引き続き出来るというのは普通言えます。この中で合併のときは認めるけどというのは、こんな条文恐らくないと思う。無いとしたら、単にその時にしないでおこうと言うだけで、しないでいい根拠、どこにある、1回で終わる根拠どこにあると言ったら、そんなん答えられないのと違うかな。その辺はどうも、おかしい違うかな。

他にご意見ございませんか。その他でも結構なんです。ございませんか。10時40分まで休憩したいと思います。

委員長

(午前10時24分 休憩)

(午前10時45分 再開)

大変お待たせをいたしました。再開をさせていただきます。その他等で皆さんの方でご意見ございませんか。

委員長        まずですね、20ページの選挙区の設置についてのところの、選挙  
三木委員      枠のBの所に2と書いてありますが、 $A+B=6$ という、この2とい  
う枠組みなんですが、先ほど説明がなかったように思うんですが、こ  
の辺はどういう風な考え方をしてるんでしょうか。全部言います。そ  
れと住民投票の件なんですが、先ほど11月7日という線も出てるよ  
うですけど、参考までにですけど、出てるようですが、町長選挙が期  
日が来年の11月10日という事です、11月10日としても今の  
提案ですと18年の1月1日という事、1ヶ月ちょっとしかない、と  
いう所に非常に無理があるように思うんですけど、その辺ちょっと見  
解をお聞かせいただきたいと思うんですが。

企画財政  
課長            選挙区の基本枠の考え方でございますけれども、先ほど申し上げま  
したように合併の場合はいわゆる人口比例にとらわれずに、という事  
もできるという事の中で基本枠を2とし、残りを人口比例という形に  
していると聞いております。これが例えば基本枠が3という事になり  
ますと斑鳩町は5、安堵町は4という事になります。これでは余りに  
も人口比例を反映していないという事で基本枠を2名にしたという風  
に聞いております。合併の期日につきましては、先ほど申し上げまし  
たように非常に難しい問題であると、斑鳩町の町長の任期が11月1  
0日という事の中で、選挙いたしますと任期が1ヶ月と20余りにな  
るという事でございます。これにつきましては十分ご協議をいただい  
ければという風に私どもの方も考えているところでございます。

木澤委員      先ほどの住民説明会の件で法定協から出てくる資料が8月20日く  
らいに全戸配布されるということですのでけれども、以前に町独自の資料  
を作る方向で答弁いただいたと思うんですけど、それはどういう形で  
住民さんの手に渡るようになったんですか。

まず、協定項目でありますとか、まちづくり新市建設計画、あるい

企画財政  
課長

は住民負担の町政方針、等々につきましては統一資料という形でございます。それにつきましては先ほど申し上げましたように全戸配布をあらかじめさせていただきたいと思います。それから斑鳩町独自の資料という事なんですけれども、これにつきましては十分検討した上でできれば住民説明会の当日にお配りをしたいと思っています。

木澤委員

今、住民説明会の時に来ていただいた方にはお渡しするという事ですけれども、先ほど町長言っておられたようになかなか来られない方もいるという面では、希望者があったらお渡しするとかいう形での対応と、内容についてですけれども、法定協の方から出てくる資料というのは、どんな資料が出てくるのか分からないんですけれども、各町毎によって特色が全然違うというように色々聞いてるんですけれども、合併するのを進める方向での資料になっていたりとか、逆に反対の立場での資料が色濃くなったりとかいうのがありますけれども、住民さんからするとメリット・デメリットが分かる資料にしてほしいという事なんで、これは十分そういう風に考えていただいていると思いますけれども、町の資料でやっぱりメリット・デメリットがしっかり判断できて、どちらかが色濃く出ない、合併するために必要な事はこんなんですよ、という説明だけの資料にならないように、そういう資料を作っていただくように要望しておきます。

企画財政  
課長

どのような資料を作るかにつきましてはこれからの検討という風に思っています。ただ、基本的な考え方としましてはできるだけ多くの情報を住民の皆さんに提供したいと、なおかつ町の立場としてはできるだけ公平な立場での提供をしたいという風に考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

他にございませんか。

ないようであれば、私の方からちょっと皆さんに確認とお諮りをしたいんですが、まず協議第47号の町名、字名ですね、この

委員長 取扱いについては合併時まで各町において調整するという事で協議会で確認されておりますが、斑鳩町として町名を使うという事で確認をしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

私は最初から反対という立場上、それに西和市斑鳩、とついても私自身は反対です。斑鳩町という名前に住民として誇りを持っておりますから、冠がその上に付いたとしても、私自身は反対です。以上です。

木田委員

西和市という名称が変わらずに。

上についても、下に斑鳩がついても反対です。

委員長

先ほどからの議論の中でこれを法定協議会では一応確認しました、

木田委員 各町によって調整するという事。そしたらその事での流れの事でもう

少し担当の方から、その時点で、今、木田委員は合併に反対だから関係ない、というような意見ですけど、合併になってきた時に町名どう

小野委員

するか、という議論になってくるので、その時には手続き上どうなるんや、という事でね。字名の変更という議案が各町で出てくるんだと私は思ってるんです。その時に斑鳩町、例えば先ほど藤原課長が説明してくれたように、斑鳩町法隆寺西、というのをそのまま使うんだというようにして議案を出して来られるのか、それを今ちょっと委員長の方から諮ってもらってるんだと思うんです。その時に議会がどのように判断するのかまず聞いておいた方が、議案の出し方も色々出てくるんだと思うのでね。その時に斑鳩町が、というのがなかってもいいやんかと。これは法定協議会としては各町にお任せしますという事になってますので、当然どういう議案を出すかは町に任されてますので、どういう手続きになってくるのかちょっと説明、もう一度してもらえませんか。

町名、字名につきましては各町で合併時まで決めるという事でご

企画財政  
課長

ざいます。そういった中でもし斑鳩町を町名に使うという事になれば字名の変更を議会にお諮りをするという形になるかと思います。また、それ以前に住民説明会をする中で住民の皆さんにどのような形で説明するのか、という事が1点あるかと思います。斑鳩町としては斑鳩町という町名が残るのか残らないのか、という事を住民の皆さんに方針としてご説明申し上げるのか、ただ、それについては現在、今後の検討であるという事でのご説明をするのかという事にもかかってくるのかな、という風に思っております。そういう意味ではここで議員皆様方のご意見をお聞きする事によって説明会での説明の仕方が変わってくるのではないかと、思っておりますのでよろしくお願いいたします。

小野委員

今の課長の説明でね、やはり説明会に、議会としては大半が町名を残す方で固まっているんだとか、町名残さないとか、これは住民説明会の時にも独自資料という事になってくると思いますので、是非とも皆様方の意見を聞かせてもらっておいた方がいいんじゃないかなと思いますので、私としては以前からのこの特別委員会での流れでは斑鳩町は町名を残すんだ、という事でやってきてますし、それが法定協の正論だという事を私も言ってますけど、法定協の中では各町に任すという事で決定になってますので是非とも皆さんで町名を残すんだという事で決めていただいた方が、説明会の時の資料としてもどちらか、法定協の中では説明会で聞いたらいいいやんか、というような意見もあったんですが、議決機関である斑鳩町議会は今までの流れからは町名を残すという事で頑張ってますし、それを再確認していただいておいた方が9月から始まるだろう説明会にも資料として残るんじゃないか、という事で委員長提案してもらってますし、皆さんにちょっと確認、一人ずつしてもらった方がいいと思います。

どうですか、今小野議員の方から意見ありました件について、木田委員にちょっとお聞きしたいんですが、住民説明会についてはそした

らどういう考え。

委員長

それはやったらいいのと違いますか。これは私自体の意見ですから、住民は住民でちゃんと判断される事だからそれはそれでいいのと違いますか。私は初めから斑鳩町民としての誇りをもって斑鳩というのを守っていききたいという事で反対してるわけです。市になったからと言って今の生活も何も変わるわけじゃないですよ。国やら県から強制的にこれを押しつけられてるようなもんですやろ。本来1万人未満の町村を合併せい、というのが基本にあるわけですよ、それを3万人に近いような町が一度に15万人の市になるといったら、いろんな面でやっぱり不便とか、福祉の面においても後退するし負担も増えてくるという事で私は反対してるわけです。だからそれは私個人の事であって、これは市町村合併調査研究特別委員会を作るのにも反対しているわけじゃなかったです。ただ、その中で私は斑鳩町民としての誇りをもって反対をするという、それだけの話です。だから他の町民の方は町民の方でやっぱり判断されたらいい事であって、私はそれに対して反対も何もありません。ちゃんとした説明をもってやってくれはったらいい事だと、そういう風に私は思います。

木田委員

他にこの件についてございませんか。

8月4日に次の協議会があるわけですがけれども、その時にこれを決定しないといけない、という事でもないようでございますので、委員会としては引き続きまた後からご相談申し上げますけれども、8月にも委員会を予定しておりますので、その時点でもまた調整を諮っていきたいと思いますがそれでよろしいですか。

委員長

( 了 承 )

ありがとうございます。それから協議事項53号の合併の期日についてでございますが、18年1月1日という事でございます。この事

については皆さんどうですか。

委員長

私も私なりになぜ18年1月1日やと。17年11月10日で任期切れになるのに、誰が町長に後をとってくれはっても、2ヶ月、実際にしてもらうのは40日間ですので、意欲というのか、落ちるんじゃないか、という懸念は持っておったわけなんですけれども、色々面談とか聞く中でやむを得ないのかな、という気はいたしておりますけれども、皆さんのご意見を伺っておきたいと思います。

( 意見なし )

これはこれでよろしいですか。ご意見ございませんか。

委員長

協議会の方で合併の期日については18年1月1日という事で決めておられます。これについては斑鳩町としても住民説明会、また住民投票もありますし、色々ありますので、これを決めていただいてもこの通りに行くかどうかはまだ分かりませんが、一応協議会の案として18年1月1日という事でご承知を願いたいと思います。

それから協議第54号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、選挙区を設けるかどうかなんですけれども、これについては先ほどご意見を伺ったわけなんですけれども、どうでございますやろ、斑鳩町として。

三木委員

先ほど私もこの件については申し上げましたけれども、私は全7町でやった方がいいのではないかと、いう事ですが、もう1つ、定数の件についてもそうなんです、できれば最終的には皆さんのご意見で決めていただければと思います、各自の思いがあると思いますので。もし、これが7町全部になった場合には定数の問題なんです、この表にもありますようにどこも34という数字がないわけですね。全部、今見ますと他の町の類も見ますと10万から15万の人口の所が全部30人以内です。ですから定数の問題もやはり34ではなく、30人以下で、とするのが妥当ではないかなと。参考までに個人的に聞いて

るだけですので、誤解のないようにしていただきたいんですが、上牧も30人以内で、という事で提案するそうでございます。そうすると定数の事も考えなきゃいけないんじゃないかという事を言わせていただきます。

他にご意見ございませんか。

委員長

今、三木委員の方から定数34、10から20万は最高が34という事になっておりますけれども、どの資料を見てもいっぱいいっぱいとなる所は少ないという事で、相談しては、というご意見なんですけれども、はじめて合併なって、特に選挙区を設けた場合に少なくしますと、極端に言ったら安堵1になってしまう可能性も、今は3ですけれども、そういう配慮もあってこうされたんだと思うんですけど、斑鳩町としては選挙区制で1回をやってみる、という事で確認させてもらってよろしいですか。

僕のは今、そういうことではなくて、小選挙区なんで7町でという事を提案申し上げたんですが。

三木委員

だから他の皆さんに聞いていただく。

少なくするとなると、皆でしないといけませんやろな。選挙区になると。

委員長

他にご意見ないですか。

西谷委員

先ほど言いましたように、選挙区ではなくて、全町1区で選挙した方がいいと思うんです。その事によって、議員定数も34までめいっぱいしなくても、調整もいりませんから、それこそ30人や28人くらいでもできるのではないかと思いますので、・・・する事が合併という大義名分だったらこういう事についても筋が通るのではないかな。

全体でということで、7町で。

委員長

三木委員

それと付け加えておきたいのは、全町でやると安堵町なんかは有権者数も少ないので不利ではないか、という事なんですが、今回ここに書いた基本数が2というのがありますね。ですからこういう形で各町が2という事を固定して、あとは全部。

委員長

藤原課長、今の三木議員の発言の中で2名ずつは必ず出してもらうと、14人はね。あとは、人数、こう変更あってもいいという考えですね。それはどうでございますか、実際可能かどうか。思ったままで結構です。

企画財政

課長

基本的には公職選挙法では選挙区を設けるのか設けないのかという形になってこようかと思しますので、それを議論していけばいいのかなと思っています。

今言ってもらったように、やっぱり選挙区を設けるか設けないかという事で1つ判断していただけたらと思います。

委員長

里川委員

今さっきね、三木議員の方から定数の事にまで言及されたんですが、実は選挙区を設置するかしないかというのは、私まだちょっと考えがうまくまとまらない、自分の中でまとまってないんですけど、定数につきましては先ほど発言あったんですが、資料の25ページ見させていただきましてね、我々がもし合併したとした時の自治体の人口とここに出ている人口とでは全然問題にならないような数字なんですけれども、この資料を見ると法定数と条例定数というのをだいたい合わせてある、25ページのはね。合わせてる所が多いかな、最初はそういう形で様子を見て2回目以降はその新しい議会の中で議論なさってきちっと定数についてはやっていくというのが本来の考え方としては一番いいのかな、という事を考えてますので定数の事まで言及されたんでね、私もちょっと今意見を言わせていただいたんですが、これは定

数についても意見をつけられるんですか。

それは定数もね、協議項目の中に入ってくると思いますので必ず必要だと思います。

小野委員 私は定数については条例定数通りが1回目はいいんじゃないかなという風に考えてます。選挙区を設置する事についてはすごく私今もずっと考えてるんですけども、どちらにも一長一短があって、対住民の意識からいったらどうなかと。旧町のいろんな状況を反映させるためには、選挙区を設置するという考え方についても一理あるなと思ってみたり、まだちょっとそこのところについては、考えがまとまりきらないんですけども、皆様のご意見をそこは聞いていただいたらいいと思うんですが、条例定数については法定数通りという事で私はいつていただけたら、という風に思います。

他にございませんか。

委員長 どうさせてもらいましょうか。一応、今ご意見出していただいて、4号議員さんはここに居られませんが、一応聞いていただいたご意見を代表の方で発言してもらおうという事で任せていただきましょうか。それでよろしいですか。

( 了 承 )

それでは協議第54号についてはそういう事で終わらせていただきます。

委員長 今、局長から指摘ありまして、選挙区を設けるかどうかという事をできたら皆様のご意見、意思統一だけさせていただけたら、と思うんですけども。

初回だけという事なんですけれども、これは最初から選挙区は設け

ない、もし合併するのであれば最初から選挙区は設けない、私はそのように思います。

嶋田委員

他にございませんか。

斑鳩町としては選挙区を設けないという事でよろしいですか。決定させてもらってよろしいですか。

委員長

( 了 承 )

それでは斑鳩町議会としては一応皆さんの意思で選挙区を設けないで全体で定数も考える中で、ひとつお願いしたいという事で確認させてもらってよろしいですか。

委員長

( 了 承 )

ありがとうございます。

そういう事でまた、町長なり助役さん、また議長、小野委員さん、行っていただきますので、ひとつ発言の方、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

それでは住民説明会についてでありますけれども、先ほど助役さんの方からも説明がございました。できますれば次回の委員会、次に委員会の日を決めさせていただこうと思うんですけれども、それまでに町の案を是非とも示していただいて、できるだけ期間、場所も提案してもらおうようにお願いしたいんですけれども、とりあえず次回の委員会までに委員会には町の案を示していただくという事で今日は終わりたいんですけれども、皆さんそれでよろしいですか。

( 了 承 )

ありがとうございます。

それでは、町の方でひとつ次回委員会までに町の説明会の案を示していただきたいという事をお願いしておきます。

委員長

次に次回の特別委員会なんですけれども、一応先ほちょっと調整いたしまして、8月24日（火）、厚生委員さんには申し訳ないんですけれども、朝9時から厚生委員会がございます。ありますけれども、13時30分からこの市町村合併調査研究特別委員会を開催させていただきたいと思うんですが、皆さんそれでよろしいですか。

（ 了 承 ）

ありがとうございます。

委員長

それでは次回の特別委員会を8月24日（火）午後1時30分から開かせていただきますので、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。先ほど町の方へお願いしました住民説明会についても、この時点までにひとつよろしくご配慮の程お願いいたします。私の方からの確認、お願いは以上なんですけれども、皆さんの方からその他でも、何でも結構ですのでございませんか。気付かれた点で。ありませんか。

（ 質疑なし ）

他にないようでしたら、これをもって委員会を閉会したいと思います。皆さんにはありがとうございました。それでは最後に町長から挨拶を。

委員長

（ 町長挨拶 ）

申し遅れましたけれども本日の委員会の報告のまとめにつきまして、は正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

委員長

( 異議なし )

ありがとうございます。それではこれをもって市町村合併調査研究  
特別委員会を閉会いたします。皆さんありがとうございました。

(午前 11 時 18 分 閉会)

委員長